

電気供給業等に係る収入金額課税制度の 堅持に関する提言

近畿ブロック知事会

令和元年 1 1 月

電気供給業等に係る収入金額課税制度の 堅持に関する提言

地方法人課税は、法人がその事業活動において、地方公共団体の行政サービスの提供を受けていること、地域社会の費用について、その構成員である法人も幅広くその負担を担うべきという観点から課税されているものである。

なかでも、法人事業税は、応益課税に基づく課税であり、シャープ勧告以来、都道府県の独立税・基幹税となっている。企業活動を行う上で重要な前提となる安全・安心な地域社会の維持・発展のため、地方公共団体が提供する行政サービスの財源として、法人事業税は引き続き重要な基幹税である。

電気・ガス供給業については、事業の公益的性格から料金が低く抑えられており、所得課税とすると大規模施設を有し多大な行政サービスを受益しているにもかかわらず税額が少額となり応益課税に矛盾すること、認可制料金がとられ地域的独占事業であること等を理由に、1949 年度(昭和 24 年度)から、収入金額を課税標準とする外形標準課税が導入されている。

現在、国においてはエネルギーシステム改革を進め、電気・ガスの小売全面自由化に加え、2020 年度(令和 2 年度)からは、電気事業者に対して送配電事業の法的分離が義務化される。これらを踏まえ、経済団体からは、収入金額課税を採用する根拠は失われており、一般の競争下にある普通法人と同様の課税方式に変更すべきとの要望がなされている。

平成 31 年度与党税制改正大綱においては、「今後、法人事業税における収入金額課税全体としてのあり方を踏まえながら、小売全面自由化され 2020 年に法的分離する電気供給業及びガス供給業における新規参入の状況とその見通し、行政サービスの受益に応じた負担の観点、地方財政や個々の地方公共団体の税収に与える影響等を考慮しつつ、これらの法人に対する課税の枠組みに、付加価値額及び資本金等の額による外形標準課税を組み入れていくことについて、引き続き検討する」とされ、今後の検討課題に位置付けられているところである。

そもそも、法的分離が義務付けられる**送配電事業**(2020 年度(令和 2 年度))及び**導管事業**(2022 年度(令和 4 年度))においては、**総括原価方式の規制料金が制度として維持**されており、これらの事業について、**収入金額課税制度を引き続き維持することは当然**である。

また、これら以外の事業についても、平成 31 年度与党税制改正大綱の趣旨に照らしても、
① **発電事業は、原子力発電所をはじめとする大規模発電施設など、一般的に事業規模が大きく、かつ、多大な行政サービスを受益する**という状況には一向に変わりがなく、小売全

面自由化や送配電事業の法的分離が行われたからといって、このような他業種と異なる事業の性格・特徴が左右されるものではない。加えて、今後の我が国のエネルギー政策の大前提となる安全性の確保に向けて、電源立地都道府県が果たす役割は更に重要なものになること、

② 小売全面自由化後も消費者の新電力への契約先の切替えは低位にとどまっており、経済産業大臣から意見を求められた電力・ガス取引監視等委員会においても、現時点で競争圧力が十分に存在するとは認められない等の理由で、全国全ての供給区域で小売に係る規制料金は2020年度（令和2年度）以降も当面存続されるべきとの判断を示し、同判断に沿って既に経済産業大臣による供給区域の指定（経過措置規制料金の存続）もなされていること、

③ 経済産業省及び経済団体からの要望が仮に実現すれば、全都道府県で1,500億円以上の減収が見込まれ、特に我が国の電源開発に多大な貢献をしてきた電源立地都道府県を中心に大きな減収が見込まれること、

等を踏まえれば、収入金額課税制度を堅持し、地方税収を安定的に確保すべきことを求める。

令和元年11月

近畿ブロック知事会

福井県知事	杉	本	達	治
三重県知事	鈴	木	英	敬
滋賀県知事	三	日	月	大
京都府知事	西	脇	隆	俊
大阪府知事	吉	村	洋	文
兵庫県知事	井	戸	敏	三
奈良県知事	荒	井	正	吾
和歌山県知事	仁	坂	吉	伸
鳥取県知事	平	井	伸	治
徳島県知事	飯	泉	嘉	門